

- を成む。(三六八)
- 町人等の鷹を遣ひ及び藩の忌日に鳥を捕ふるを禁す。(三六九)
- 張切網を以て鵜を捕獲するを禁す。(三七〇)
- 奉公人以外諸士の邸宅に同住するもの、數を届出でしむ。(三七一)
- 五月
  - 三日前田齊廣學校に臨む。(三七二)
  - 六日山伏頭乾貞寺・醫王寺將に入峰せんとするを以て銀子を下附す。(三七三)
  - 十一日大聖寺侯前田利考金澤城に登り前田齊廣を訪ふ。(三七四)
  - 十二日百姓に召使はるゝ下人等にして給銀を前借し義務を履行せざるもの、取締を嚴にせしむ。(三七五)
  - 十八日前田齊廣、年寄等の參會及び行歩は豫め之を届出づべきことを命す。(三七六)
  - 廿四日足輕及び坊主の衣服に關する制限を令す。(三七七)
  - 廿八日年寄前田伊勢守職務を免ぜらる。(三八八)
  - 十五日東本願寺末寺の看坊より道場の取締に就いて稟請す。(三八〇)
  - 十八日寺庵にして百姓より濫に募財するを禁す。(三八二)
  - 學校に於いて助教討論の席を廢し、對策を課すべ
- 六月
  - 廿八日年寄前田伊勢守職務を免ぜらる。(三八八)
  - 十五日東本願寺末寺の看坊より道場の取締に就いて稟請す。(三八〇)
  - 十八日寺庵にして百姓より濫に募財するを禁す。(三八二)
  - 學校に於いて助教討論の席を廢し、對策を課すべ

- きことを告ぐ。(三八三)
- 十村等をして前任者による職務に關する書類の引繼を要求せしむ。(三八五)
- 七月
  - 朔日前田利命將に卯辰山觀音院に宮參を行はんとするを以てその主付役人を命す。(三八六)
  - 七日寺院門前地に居住する者の宗門改證又に關して告ぐ。(三八七)
  - 十一日前田齊廣、御馬廻頭及び御小將頭の職務に關し心得を諭す。(三八八)
  - 廿三日小島綱の禁止區域に關する疑義に就いて議す。(三八九)
  - 廿六日御歩吉田茂右衛門試斬に長するを以て賞賜せらる。(三九〇)
- 八月
  - 十四日前田齊廣、婦人の服裝を華美ならしめざるべきことを老臣等に諭す。(三九二)
  - 十七日金澤城内に於いて夜間伴ふべき提灯持の人數を定む。(三九五)
  - 二十日前田齊廣、老臣を召して藩政改善に關する親輪を授く。(三九六)
  - 廿二日諸士の鳥構を行ふもの、松山を荒廢せしむるを禁す。(三九九)
  - 晦日能登の質業者にその定書を示す。(四〇六)
  - 前田齊廣、頭分等をして政事を議せしむべからざ

- ることを老臣に告ぐ。(三九八)
- 九月
  - 二日金澤城の土橋御門を修營するを以て通行を禁止す。(三九九)
  - 二日能登奥郡の十村等に民間に藏する鐵炮の員數を調査せしむ。(四〇〇)
  - 六日前田齊廣、治翰と共に金澤城下に行歩を行ふ。(四〇〇)
  - 六日前田重教の女頼姫の生母懸照院金澤に着す。(四〇〇)
  - 十三日前田齊廣の世嗣利命宮參を行ふ。(四〇一)
  - 十六日前田治翰近習の士に帶佩を行はしむ。(四〇二)
  - 十七日儒者木下槌五郎、學校の助教を免ぜらる。(四〇三)
- 十月
  - 盜賊改方奉行その所管に係る犯罪の種類等を上申す。(四〇三)
  - 七日前田齊廣石川郡粟ヶ崎に放鷹す。(四〇八)
  - 十五日前田利命着袴の儀を行ふ。(四〇九)
  - 晦日石川・河北兩郡に於ける諸士の鳥構場に關して令す。(四一八)
  - 省略に付御作事所内の役所を減す。(四二一)
  - 十四日前田齊廣、家中諸士が町會所より銀子を借用する手續等に就いて質す。(四二二)
  - 十九日郡方に明年西本願寺前門主七回忌の爲上落
- 十二月

- 是 歲
  - 十村より百姓に衣食住の制限に關して告ぐ。(四二六)
  - 能登浦々にて船舶舟人より徴する口錢等の錄上を命じ、その額を減せしむ。(四二八)
  - 石動山と山籠諸村との境界問題落着す。(四三三)
- 文化二年 乙丑 皇紀二四六五
  - 正月
    - 朔日前田齊廣金澤城に於いて元旦の禮を行ふ。(四三五)
    - 廿七日前田齊廣越中井波瑞泉寺の寶物を觀る。(四三五)
    - 廿八日村々の算用を嚴に監督せしむべきを告ぐ。(四三六)
    - 廿八日前田齊廣、年寄及び家老に限り明年増借知を命ぜんとすの意を告ぐ。(四三六)
    - 廿九日前田齊廣、老臣等を召して儉約の勵行に關する意見を徴す。(四三九)
    - 金澤町に於ける料理屋の増加を許し、その仕法を定む。(四四二)
  - 二月
    - 三日前田齊廣、御馬廻頭・御小將頭に對し藩の省略方針を達成せしむべきことを告ぐ。(四四三)
    - 三年寄及び家老等増借知の命に従ひ得ることを上申す。(四四五)
    - 四日前田齊廣、老臣等の増借知の命に従ひたるを

- 賞す。(四三六)
- 十五日富田景周自著の越登賀三州志を献す。(四三七)
- 十八日親鸞上人の遠忌將に近きにあるを以て百姓の過分なる法會を行ふべからざるを令す。(四三七)
- 十九日藩士小野木助三の娘中藏として召出さる。(四三九)
- 二十日老臣等行粧省略の實行に關して上申す。(四三九)
- 晦日郡方出火の際の死人は御郡所の見届を得べきことを定む。(四四〇)
- 御歩組の土他國に使用する際藩より刀持足輕を貸附せし例を廢す。(四四〇)
- 學校に於ける讀師討論の席を廢す。(四四一)
- 四日前田齊廣、治脩と共に白山比咩神社に詣づ。(四四一)
- 十一日前田齊廣、留守中に於ける心得を家老前田兵部に示す。(四四二)
- 十一日前田齊廣金澤を發して參觀の途に就く。(四四二)
- 十六日金澤城石川御門の石垣を修築するを以て通行を禁す。(四四四)
- 廿一日鹿島郡水光寺の山林を沒收し、境域を定めたる繪圖を下附す。(四四四)
- 廿六日前田齊廣江戸に着す。(四四六)
- 廿八日徳川家齊、老中青山下野守を遣はして前田齊廣の參觀を勞せしむ。(四四六)
- 朔日前田齊廣登營して參觀の禮を行ふ。(四四八)
- 十五日金澤に於いて諸士に前田齊廣が着府以後の狀況を告ぐ。(四四九)
- 廿四日前田治脩草鹿を行はしむ。(四四九)
- 廿八日能登に於ける幕府領と加賀藩領との百姓が互に婚姻養子する手續を議す。(四五〇)
- 九日前田齊廣、陪臣の衣服に就いて令し、次いで之を撤回す。(四五二)
- 十六日前田齊廣、十ヶ年以上皆勤の士に賞詞を傳へしむ。(四五三)
- 廿一日前田利命金澤に逝去す。(四五三)
- 廿七日前田利命逝去の報江戸に達す。(四五七)
- 廿九日徳川家齊、前田齊廣に使を遣はして利命の逝去を弔せしむ。(四五八)
- 郡方の者の空米商賣を行ふことを禁す。(四五九)
- 八日百姓の法寶物を觀る爲寺院に參詣するを禁す。(四五九)
- 九日前田利命の葬儀を寶圓寺に行ふ。(四六〇)
- 十四日前田利命逝去せしを以て教を行はしむ。(四六一)

- 二十日御林山の竹木を盜伐したるものある時の處置を定む。(四六一)
- 江戸に於いて禁牢の後放免せられたる者の處置に就いて議す。(四六一)
- 七日江戸に於いて御先手物頭堀萬兵衛の若黨酒狂を以て小者を傷害す。(四六四)
- 能登奥郡より毎年浮塵子を生ずる田地の面積を上申す。(四六五)
- 二日他國流浪人の能登に徘徊する風聞あるを以て警戒を命ず。(四六六)
- 五日藩主等の忌日に當るとも河川漁撈者にその業を營むことを得しむ。(四六六)
- 十二日諸士の河川に漁撈を爲すものは役銀請負の川師より鑑札を受くべきことを命ず。(四六九)
- 十三日前田治脩尙在國二十ヶ月の請を許さる。(四七〇)
- 廿七日前田齊廣、從來發したる命令の當否を上申せしめ、その不可なるは之を改めんとすることを告ぐ。(四七〇)
- 廿八日石川御門橋下の條理念に成就せざるを以て諸士通行禁止の令を解除す。(四七二)
- 八日百姓等の頼母子に類したる所行を停止せしむ。(四七三)
- 十四日物品を拾得したる時は往還に札を建て、公告せしむ。(四七五)
- 廿二日前田齊廣夫人高須侯邸に赴き病と稱して歸らす。(四七五)
- 廿二日外海及び湖沼に於ける諸船に郡奉行をして焼印を施さしむ。(四七五)
- 廿三日前田光高夫人の百五十回忌法會を行ふ。(四七五)
- 諸士の家作に關する件を定む。(四七六)
- 八日能登奥郡の十村等、一向宗四派の門徒騷擾の憂あるを以て警戒すべきことを通牒す。(四七七)
- 廿三日前田光高夫人の遠忌の爲に非常大赦を命ず。(四七八)
- 廿六日河北郡百坂村に於いて磔刑を行ふ。(四八〇)
- 廿七日家中諸士直接に知行所の百姓を使役すべからざる前令を守らしむ。(四八〇)
- 河北沼の漁撈に關する細則を定む。(四八二)
- 朔日金澤城土橋御門の工事竣成したるを以て通行を許す。(四八七)
- 十一日村々貯用林の取捌方を定む。(四八七)
- 十四日諸士困窮するを以て救助の方法を議す。(四八九)
- 十八日江戸廣徳寺に於いて前田吉徳の生母淨珠院

の廿五回忌法會を替む。(四九三)  
 ○廿二日細小の網を用ひて幼魚を捕獲するを禁ず。(四九四)  
 ○廿六日足輕及び坊主の着衣に就いて令す。(四九四)  
 ○十一日前田齊廣、徳川家齊夫人より歳暮の祝儀を受く。(四九五)  
 ○十一日人持組三田村縫殿不謹慎を以て役儀を除き逼塞を命ぜらる。(四九六)  
 ○廿二日江戸に於いて物價高直なるを以て扶持方を増給す。(四九七)  
 ○廿四日諸士の困窮するものに町會所仕送銀の借用を許す。(四九八)  
 ○越中古國府勝興寺の住僧が江戸築地門跡に預けられたるを以て、能登の門徒の騷擾を警戒せしむ。(四九九)

文化三年 丙寅 皇紀二四六六

正月  
 ○朔日前田齊廣登營して年頭の禮を行ふ。(五〇〇)  
 ○八日馬廻頭等町會所仕送銀の借用を許されんことを前田齊廣に訴ふ。(五〇一)  
 ○八日は日以後越中の百姓等、金澤西本願寺末寺に參集し藩に請ふ所あらんとす。(五〇二)  
 ○十一日金澤西本願寺末寺に參集したる越中の百姓等に退散を命ず。(五〇三)

○二十日風至郡總持寺焼失す。(五〇四)  
 ○廿一日江戸に於いて大聖寺侯前田利考の喪を發す。(五〇五)  
 ○廿七日徳川家齊、前田齊廣に鶴を贈る。(五〇六)  
 ○廿七日前田齊廣、足輕・坊主・小者等の作法を正し直すべきことを告ぐ。(五〇七)  
 ○晦日大聖寺侯世嗣前田利之を弔問する爲の使者金澤を發す。(五〇八)  
 ○二年寄中等の關川・碓氷兩關所を乗物にて通過することを許されたる報至る。(五〇九)  
 ○二日他國の商人にして米穀を買入れ清運せんとする者を妨げざらしむ。(五一〇)  
 ○四日前田齊廣、西本願寺派門徒の處置に關して令す。(五一一)  
 ○四日金澤城土橋御門の工事關係者に賞賜す。(五一二)  
 ○十二日越中の西本願寺派門徒に、その願書を藩侯に執達したるを以て敢て騷擾する勿らしむ。(五一三)  
 ○十四日學校に於いて助教・講師等缺勤の場合の手續を改む。(五一四)  
 ○十四日諸士の道中往來に關する心得を示す。(五一五)  
 ○廿六日魯西亞船の來着するものあらば諭して退去せしむべき幕命を傳ふ。(五一六)  
 ○前田齊廣、物價高直なるを以て歸國御供人に旅費を給す。(五一七)

三月  
 ○二日能登に於ける幕府領百姓と加賀藩領百姓との縁組手續を通牒す。(五一八)  
 ○四日廣式に使役する御次女中の志願者を募る。(五二〇)  
 ○十三日前田齊廣就封の暇を受く。(五二〇)  
 ○十六日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(五二一)  
 ○廿八日前田齊廣金澤城に着す。(五二二)  
 ○金澤の山伏源法院、弘法大師と稱して詐偽を行ふ。(五二三)  
 ○五日前田齊廣、諸士一般に今年年の借知を廢せんことを告げ、次いで老臣の諫止により一たび命を撤す。(五二四)  
 ○七日普請中の石川御門に佳節・朔望出仕の輩の通行を許す。(五二五)  
 ○十一日道中繼人馬に關する前令を改む。(五二六)  
 ○十三日前田治脩金澤千日町口に行歩を行ふ。(五二七)  
 ○廿四日再び廣式に使役する御次女中の志願者を募る。(五二八)  
 ○廿七日前田齊廣の命により諸士に今年に限り借知を徵せざるべきことを告ぐ。(五二九)  
 ○學校に於ける讀書生に諭示する條々を定む。(五三〇)  
 ○二日今年諸士の借知を免除せられたるを以て町會

所よりその費途に關して通牒す。(五三〇)  
 ○十二日諸士に今年年の借知返附の手續を告ぐ。(五三一)  
 ○廿一日昨今兩日前田利命の一周忌法會を行ふ。(五三二)  
 ○學校に於ける學頭・學監の職を廢す。(五三三)  
 ○四日組外組森榮左衛門亂行を以て流刑を命ぜらる。(五三四)  
 ○六日收納米を取扱ふ代官に目拂米を與ふる手續を改む。(五三五)  
 ○十六日大聖寺侯前田利之金澤城に登る。(五三六)  
 ○二十日家老等、老臣にも本年の借知を免除せらるべきことを進言し、次いで容れられず。(五三七)  
 ○陪臣・醫者等の學校に出席出願の手續を改む。(五三九)  
 ○五日御馬廻組金子十郎左衛門その妻の妹と出奔す。(五四〇)  
 ○九日火災の際に於ける心得を恪守すべきことを命ず。(五四一)  
 ○九日江戸に於いて物價高直なるを以て詰人に金子貸與を許す。(五四二)  
 ○十一日馬廻組金森大作城中にて誤つて他人の刀を帶し去る。(五四三)  
 ○十三日前田重教の夫人及び女類姫の忌日を改

む。(五五四)  
 ○廿二日收納米の調製及び柵目を嚴にすべきことを告ぐ。(五五四)  
 ○廿二日能登一宮に附與すべき山林に關して議す。(五五五)  
 ○廿四日拘禁中の北村屋淺右衛門病むを以てその女の代牢を許す。(五五八)  
 ○廿六日前田齊廣、政務の伺書に對し急に決裁せざることあるべきを告ぐ。(五六一)  
 ○四日村々にて祭禮に際し踊・相撲等を催すを禁す。(五六一)  
 ○六日組外組森榮左衛門能登島に流さる。(五五三)  
 ○九日前田齊廣、諸士娛樂の爲自由に能羅子を行ふことを許す。(五五四)  
 ○九日前田齊廣、御歩の名跡人伺出に關する前令を改む。(五五五)  
 ○十一日本郷邸内大銀所に於いて銀子紛失す。(五五五)  
 ○十一日森茂太郎小立野塚坂の火災に赴く途上足輕を殺傷す。(五五五)  
 ○十三日犀川・淺野川出水す。(五五八)  
 ○十三日馬廻組和田長助能登島流刑を宣告せらる。(五五八)  
 ○十三日前田齊廣、その夫人を離縁したることを告

ぐ。(五七二)  
 ○諸寺院檀那にして故なく住僧に反抗するを禁す。(五七三)  
 ○八日金澤神護寺に於いて徳川家治の廿一回忌法會を執行す。(五七四)  
 ○九日本郷邸内なる梅之御居宅を梅之御殿の舊稱に復せしむ。(五七四)  
 ○十九日金澤卯辰圓光寺相對動化を許されたるも若し強請せば之を却くべきことを郡中に告ぐ。(五七五)  
 ○十三日三十人組喜兵衛襲に人を殺害したる罪を許さる。(五七六)  
 ○十八日諸方土藏奉行等保管の銀子を紛失せしめたるを以て閉門を命ぜらる。(五七七)  
 ○九日江戸に於いて諸士の琉球人見物の爲外出するを許す。(五七七)  
 ○十日領内の船舶税を改めたることを告ぐ。(五七九)  
 ○十二日前田齊廣、その乗馬檢閲に關する老臣の進言を僮らすとす。(五八二)  
 ○巖に足輕及び坊主の綿衣着用を令したるを緩和す。(五八二)  
 ○十六日前田治脩在國の期限延長を請ふ爲に使者を命ず。(五八三)  
 ○廿一日金澤城石川・河北兩門に於ける與力番人の

作法に關して質す。(五八三)  
 ○廿二日賭博及び類似の行爲を禁止するの令を新たにす。(五八五)  
 ○廿六日買ひ子を殺害したる女を磔刑に處す。(五八五)  
 ○十村等、百姓の稼・奉公に従ふもの以外に送狀を與へざるべきを協議す。(五八六)  
 ○町奉行歌舞伎狂言興行を許すべきを提議し、家老等之に反對す。(五八九)

文化四年 丁卯 皇紀二四六七

正月 ○朔日前田齊廣金澤城に於いて年頭の禮を行ふ。(五八九)  
 ○二日松羅子の儀を城中に行ふ。(五九〇)  
 ○廿八日徳川家齊の前田齊廣に贈れる鶴金澤に着す。(五九四)  
 ○前田齊廣、諸士の風俗を正しくし文武を勵むべきことを諭す。(五九五)  
 ○幕府前田治脩の今二十ヶ月在國すべき請を許す。(五九六)  
 ○十日前田治脩二十ヶ月在國を許されたる報金澤に至る。(五九六)  
 ○十八日前田治脩の病を診する爲京都の醫畑柳啓金澤に着す。(五九六)  
 ○廿五日畑柳啓、前田治脩の病を診す。(五九七)

三月 ○十七日道中繼人馬の數は、今回江戸より歸國するものに限り増加するを許されたりとの報金澤に達す。(六〇四)  
 ○十八日公事場奉行、羽咋郡一宮の社地に關する處置を年寄等に報ず。(六〇五)  
 ○十八日船舶を賣却し又は破損したる際に於ける極印の部分の處置法を定む。(六〇六)  
 ○學校に於ける醫學稽古の日割を定む。(六〇七)  
 ○朔日前田齊廣登營して參觀の禮を行ふ。(六〇八)  
 ○朔日畑柳泰、前田治脩に投藥奏功したるを以て三十人扶持を給し、次いで歸京せしむ。(六〇八)  
 ○二日大聖寺侯前田利之、本郷邸に前田齊廣を訪ふ。(六〇九)  
 ○十五日金澤に於いて前田齊廣が出府以後の状況を告ぐ。(六一〇)  
 ○廿六日火の元の警戒を嚴にし、殊に山火事を生ぜ

ざらしむべきことを諭す。(六二〇)  
 ○京都の陶器師青木米を招き燕を金澤春日山に興  
 さしむ。(六二二)  
 五月 ○朔日前田治脩の病稍癒えたるを以て老臣以下之を  
 祝す。(六二三)  
 ○七日前田治脩の表小將等、能役者のツレたるべき  
 命を拒みしを以て指扣を命ぜらる。(六二四)  
 ○廿一日昨今兩日前田利命の三回忌法會を修す。(六  
 二四)  
 ○廿八日大小將組三輪采男・齋藤金十郎自分指扣を  
 命ぜらる。(六二四)  
 六月 ○八日前田齊廣使者を以て鷹司政熙の女と婚せんこ  
 とを求む。(六二五)  
 ○九日前田齊廣、海防の爲船舶その他の準備をなす  
 べきことを命ず。(六二七)  
 ○十四日能登奥郡海岸の形勢を調査すべきことを告  
 ぐ。(六三三)  
 ○十六日前田齊廣、金相場騰貴するを以て江戸詰人  
 の増扶持に就いて議せしむ。(六三三)  
 ○廿一日淺野川に洪水あり。(六三四)  
 ○廿一日武具奉行に命じ藩有の侍具足及び足輕具足  
 の數を調査せしむ。(六三四)  
 ○廿一日馬廻頭青木與右衛門等に非常の際出陣すべ  
 き準備を命ず。(六三六)

○廿一日領内三州の海岸に各船舶を準備し置くべき  
 ことを命ず。(六三六)  
 ○廿二日火矢方小川丈作をして豫め防備に關する調  
 査を行はしむ。(六三七)  
 ○廿三日能登奥郡の奉行、海岸巡視の爲に出發す。  
 (六三六)  
 ○廿四日馬廻頭青木與右衛門・中川平膳に海岸防備  
 の内調理を命ぜらる。(六三八)  
 ○廿四日前田重晴の生母善良院の五十回忌法會を經  
 王寺に行ふ。(六三九)  
 ○廿六日非常の事變に處する爲本道・外科の町醫師  
 各一人を選定せしむ。(六四〇)  
 ○廿七日非常事變に處する爲御歩横目及び火矢方等  
 に準備を命ず。(六四〇)  
 ○廿七日金澤にて馬匹を有する者に當分賣却し得ざ  
 ることを令す。(六四三)  
 ○廿八日非常の際出陣を命ぜられたる一番組馬廻金  
 森量之助自刃して死す。(六四三)  
 ○廿九日昨今兩日前田齊敬の十三回忌法會を天徳院  
 に執行す。(六四三)  
 ○廿九日岸川及び淺野川の水暴漲す。(六四四)  
 七月 ○二十日海岸防備の爲大筒方の準備を命ず。(六四四)  
 ○廿二日前田齊廣、鷹司政熙の女と縁組を内約す。  
 (六四五)

○能登諸村民に命じ、異國船着岸するときは一定の  
 所に參集せしむ。(六四二)  
 ○能登の海岸に於ける防備の方法に就いて議す。(六  
 三八)  
 八月 ○廿八日は夜以降彗星西天に現る。(六四二)  
 九月 ○二日老臣長甲斐守邸等に落雷あり。(六四四)  
 ○十三日前田齊廣鷹司政熙の女との縁組を許さる。  
 (六四四)  
 ○十五日石動山論所の裁判方法に關して稟議す。(六  
 四五)  
 十月 ○十七日岸川及び淺野川出水す。(六四七)  
 ○二日脇坂義堂金澤に來り心學を講ず。(六四八)  
 ○十日徳川綱吉の百回忌法會を神護寺に行ふ。(六五二)  
 ○十二日昨今兩日前田利常の百五十回忌法會を寶圓  
 寺に行ふ。(六五二)  
 ○廿八日金澤町奉行孝女知氣地屋てつに米三俵を賞  
 賜す。(六五三)  
 ○前田齊廣夫人來嫁の際に於ける行列附を定む。(六  
 五四)  
 ○鷹司政熙その女の前田齊廣に嫁するに先だちて教  
 訓を與ふ。(六五五)  
 十一月 ○朔日前田齊廣の成婚の際諸士の献上すべき金品に  
 就き定む。(六五六)  
 ○八日京都の醫畑柳泰、前田治脩の病を診せんが爲

金澤に來る。(六五五)  
 ○廿二日諸士より徵する本年の借知を免除すべきこ  
 とを告ぐ。(六五六)  
 ○廿三日前田齊廣、鷹司政熙の女に結納を贈る。(六  
 五七)  
 十二月 ○四日本年の借知返還の手續を定む。(六五七)  
 ○上旬、能美郡小松附近に於いて越後の縮賣悪漢の  
 爲に焼殺せしめられんとす。(六五八)  
 ○十五日歳末祝詞の爲登城すべき期日に就いて告  
 ぐ。(六五九)  
 ○十八日前田齊廣、鷹司政熙の女夙姫と婚す。(六六一)  
 文化五年 戊辰 皇紀二四六八  
 正月 ○二日金澤に於いて諸士に前田齊廣の成婚を告ぐ。  
 (六六一)  
 ○四日金澤町奉行、孝子能登屋三右衛門等を賞す。  
 (六六二)  
 ○十五日金澤城二ノ丸の殿閣悉く焼失す。(六六七)  
 ○十六日老臣等の用部屋を前田伊勢守の邸に移す。  
 (六六八)  
 ○十六日昨日火災の際諸役人の功勞ありし者を調査  
 せしむ。(六六八)  
 ○十六日二ノ丸御殿火災の當日宿直せる者に指扣を  
 命ず。(六六八)

- 十七日越前・越後の領界に吏を派して警戒を嚴にせしむ。(六八七)
- 廿一日金澤城の焼失を報する急使江戸に着す。(六八七)
- 廿三日用部屋を老臣津田玄蕃の邸に移す。(六八七)
- 廿七日徳川家齊、前田齊廣に使者を遣はして居城焼失に付慰問せしむ。(六八八)
- 廿七日老臣本多安房守邸を以て藩侯の居館に充つべきことを告ぐ。(六八八)
- 異國船の手當に關する幕府の令を傳達す。(六八九)
- 淺野屋宗平、金澤城火災の際その家に貞琳院の避難せる事情を上申す。(六八九)
- 火災後士庶多く金品を献納す。(六九〇)
- 鳳至郡大澤村の長太、老狸を殺したることを届出づ。(六九〇)
- 二月
  - 朔日老臣長甲斐守、前田齊廣が災後に於ける下民の特志を賞するの意を傳ふ。(七〇〇)
  - 三日徳川家齊が前田治脩慰問の爲に遣はしたる奉書金澤に達す。(七〇〇)
  - 五日徳川家齊、前田齊廣に鶴を贈る。(七〇〇)
  - 七日金澤城災後の整理終りたるを以て火事裝束の着用を廢せしむ。(七〇四)
  - 十五日金澤城の災後日を経たるを以て市中家屋造替等凡て平常に復すべきを告ぐ。(七〇五)
  - 廿三日藩侯歸國後の住所本多安房守邸を城内格とすべきを告ぐ。(七〇五)
  - 廿五日前田治脩の醫畑柳泰京に歸る。(七〇七)
  - 前田齊廣、幕府より殿閣復興の資を借らんと老臣の請を却く。(七〇七)
  - 九日災後初めて學校を開く。(七〇八)
  - 十三日前田齊廣就封の暇を受く。(七〇八)
  - 十三日金澤城罹災の爲金品を献納したるものを賞す。(七〇八)
  - 十四日日本多勳解由・前田織江二人、前田齊廣に謁しその政令の嚴肅ならんことを進言す。(七〇九)
  - 十四日前田齊廣、金澤に歸着の際の順路を定む。(七一一)
  - 十五日前田齊廣登營して就封の辭見し、向後三ヶ年在國することを許さる。(七一一)
  - 十六日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(七一一)
  - 十六日年寄中席を本多安房守の邸内に設く。(七三三)
  - 二十日異國船來着の際に於ける心得を能登四郎に通牒せしむ。(七三三)
  - 廿三日天徳院に於いて前田吉徳の子利和の五十回忌法會を執行す。(七三三)
  - 廿八日前田齊廣金澤に歸り老臣本多安房守の邸に

着す。(七三三)

- 四月
  - 金澤城殿閣造營主任の吏を命ず。(七三三)
- 五月
  - 朔日畑柳泰、前田治脩の病を診する爲再び金澤に來る。(七三五)
  - 四日安達良作出奔し、次いで越前に於いて自害す。(七三五)
  - 八日前田齊廣初めて二ノ丸御殿の焼跡を見る。(七三七)
  - 十三日大鼓打坂尻屋佐六葛野流を學ぶことを命ぜらる。(七三七)
  - 十三日領内の秤検査の爲守隨彦太郎の手代金澤に來る。(七三七)
  - 十六日大聖寺侯前田利之金澤城に登る。(七三八)
  - 廿一日前田齊廣の通過の際に於ける門番の作法を定む。(七三八)
  - 廿二日火災の際貞琳院の難を避けたる淺野屋宗平に金子を與ふ。(七三九)
  - 廿六日検査の爲秤を秤座に提出すべきことを命ず。(七三九)
  - 明年朝鮮の國使來聘するを以て加賀藩より上納すべき高役・國役を五ヶ年賦とすることを許さる。(七三九)
  - 金澤城の殿閣焼失せしを以て特に省略を事とすべ
- 六月
  - きを告ぐ。(七三三)
  - 四日先に出奔自殺したる安達良作の父彌兵衛遠慮を命ぜらる。(七三三)
  - 六日百姓にしてその下人を養子とすることを禁す。(七三三)
  - 十日金澤城殿閣造營に付き地鎮祭祈禱を修すべきことを議す。(七三三)
  - 二十日諸士の家に傳ふる藩侯の判物・印物の寫を提出せしむ。(七三三)
  - 廿五日岸川・淺野川の水暴溢す。(七三五)
  - 廿八日二ノ丸御殿造營の工事に着手す。(七三五)
  - 廿九日大聖寺・富山及び領内各所に水害あり。(七三九)
  - 先に異國船手當を命ぜられたる諸士に費用を給す。(七三九)
  - 廿七日能美郡小松の暴民、町年寄並久津屋三郎助等の家を襲ひて破壊す。(七四〇)
  - 江戸に於いて禁牢以後釋放せられたる者の處置を定む。(七四五)
  - 廿二日諸士をして出雲日御崎社の勸化に應ぜしむ。(七四六)
  - 廿五日二ノ丸御殿柱立の儀を行ふ。(七四七)
  - 廿六日前田齊廣二ノ丸御殿造營の現場を見る。(七三〇)
- 七月

八月

- 十日小松町奉行河村茂三郎指扣を命ぜらる。(七四〇)
- 十二日犀川の流撈者に公儀町中村屋善右衛門より鑑札を受けしむ。(七四〇)
- 十六日京都の醫畑柳啓が資治通鑑出版の資を助く。(七五〇)
- 十七日前田治脩の醫畑柳泰京師に遷る。(七五〇)
- 大乘寺開山徹通義介遠忌執行の爲勅化を許す。(七五二)

九月

- 三日學校の習學會讀に陪臣の隨意出席するを許す。(七五二)
- 七日大銀奉行三輪采男等保管銀の盜難に罹りたる際處置を諷りたるを以て閉門を命ぜらる。(七五三)
- 八日去夏以來異國船手當に對する準備を命ぜられたるもの、任務を解除す。(七五三)
- 十日金澤高岡町に災あり。(七五三)
- 十一日前田治脩の病を診せしめんが爲津山侯の醫宇田川玄眞招聘の使者を命じ、次いで之を中止す。(七五三)
- 十四日大乘寺開山五百年忌法會の爲參集せる衆僧を變す。(七五三)
- 十九日重罪の者に鼻首・生鬚等を宣告す。(七五三)
- 廿四日人持組の士の無用の參會を禁する前令を恪

十月

- 三日一季居奉公人逃亡の際その處置に關する取調を嚴にせしむ。(七五八)
- 四日能登の十村等に異國船手當に對する警戒を解かしむ。(七六〇)
- 十五日是日以後江戸に於いて前田重教夫人の七回忌法會を修す。(七六一)
- 十九日前田齊廣慰能を行ふ。(七六二)
- 廿七日幕府罹災せる金澤城の復興工事を許す。(七六二)
- 廿八日前田齊廣金谷御殿に於いて石橋の能を演ず。(七六三)
- 與力遠藤七郎右衛門等、廣坂權門勤番中その職務を誤るを以て遠慮を命ぜらる。(七六三)
- 十三日前田齊廣、家老等の席に侍分の執筆を置かんとする申請を排す。(七六三)
- 十三日二ノ丸御殿造營主任にその工事進捗に關して令す。(七六六)
- 廿九日前田齊廣金谷御殿に於いて能を演じ諸士をして之を觀覽せしむ。(七六六)
- 物價高貴なるを以て江戸詰の諸士以下に金子を貸與す。(七六七)
- 富山侯前田利幹財政困難なることを以て供奉の人

十一月

- 五日組外組牛圓新左衛門の子左助出奔す。(七六三)
- 七日前田齊廣金谷御殿にて能を演ず。(七六三)
- 七日前田齊廣、久しく斷絶せる寄親附與力の補缺を出願すべからざることを告ぐ。(七六四)
- 七日宇田川玄眞將に歸國せんとするを以て料理を賜ふ。(七六四)
- 七日石川郡大豆田村に火災あり。(七六五)
- 十日宇田川玄眞金澤を去る。(七六五)
- 二十日能登各地に煎海鼠の製造を奨励す。(七六五)
- 廿四日二ノ丸御殿造營の上棟式を行ふ。(七六六)
- 金澤城橋爪御門の造營成る。(七六六)
- 二日金澤大衆免に火災あり。(七六六)
- 廿二日鹿島郡より金澤に運送する商荷物は邑知湯の水路を取るべからざることを告ぐ。(七六六)
- 廿六日江戸に於いて本多三郎右衛門を諱す。(七六七)
- 廿九日河北御門を修營するを以て通行を停む。(七六七)
- 一向宗西派に屬する能登安樂寺の住僧新儀を唱ふるを以て江戸に捕へらる。(七六七)
- 二日大聖寺侯前田利之參觀の途金澤城に登る。(七六八)
- 五日繪師佐々木泉景二ノ丸御殿の杉戸に描くこと

十二月

- 員を減すべきことを報す。(七六八)
- 五日領内に於ける米穀の減收を幕府に届出づ。(七六八)
- 八日津山侯の醫宇田川玄眞金澤に着す。(七六九)
- 十日宇田川玄眞、前田治脩の病を診す。(七六九)
- 十八日九條家の使者佐々木市正、諸士に貸附したる金子の返済催促の爲金澤に着す。(七七二)
- 廿一日本年諸士より徴する借知・借米の一部を免除す。(七七三)
- 廿三日借知・借米返還の手續を定む。(七七四)
- 廿五日九條家の使者佐々木市正の待遇を改む。(七七六)

文化六年 己巳

皇紀二四六九

正月

- 朔日前田齊廣、年頭の儀を本多安房守邸に行ふ。(七七八)
- 二十日御廣式に奉仕する中臈を募る。(七七九)
- 廿七日二ノ丸御殿造營の爲江戸の繪師狩野友益等金澤に着す。(七八〇)
- 二日二ノ丸御殿の上棟式を行ふ爲觀音院に命じて吉日を撰定せしむ。(七八〇)
- 三日京都の能役者竹田權兵衛が金澤今町に建築したる稽古舞臺成る。(七八一)
- 四日攝津四天王寺の勸化銀を割賦する爲民戸の數

二月

- 朔日前田齊廣、年頭の儀を本多安房守邸に行ふ。(七七八)
- 二十日御廣式に奉仕する中臈を募る。(七七九)
- 廿七日二ノ丸御殿造營の爲江戸の繪師狩野友益等金澤に着す。(七八〇)
- 二日二ノ丸御殿の上棟式を行ふ爲觀音院に命じて吉日を撰定せしむ。(七八〇)
- 三日京都の能役者竹田權兵衛が金澤今町に建築したる稽古舞臺成る。(七八一)
- 四日攝津四天王寺の勸化銀を割賦する爲民戸の數

三月

- を上申せしむ。(七六二)
- 五日組外組牛圓新左衛門の子左助出奔す。(七六三)
- 七日前田齊廣金谷御殿にて能を演ず。(七六三)
- 七日前田齊廣、久しく斷絶せる寄親附與力の補缺を出願すべからざることを告ぐ。(七六四)
- 七日宇田川玄眞將に歸國せんとするを以て料理を賜ふ。(七六四)
- 七日石川郡大豆田村に火災あり。(七六五)
- 十日宇田川玄眞金澤を去る。(七六五)
- 二十日能登各地に煎海鼠の製造を奨励す。(七六五)
- 廿四日二ノ丸御殿造營の上棟式を行ふ。(七六六)
- 金澤城橋爪御門の造營成る。(七六六)
- 二日金澤大衆免に火災あり。(七六六)
- 廿二日鹿島郡より金澤に運送する商荷物は邑知湯の水路を取るべからざることを告ぐ。(七六六)
- 廿六日江戸に於いて本多三郎右衛門を諱す。(七六七)
- 廿九日河北御門を修營するを以て通行を停む。(七六七)
- 一向宗西派に屬する能登安樂寺の住僧新儀を唱ふるを以て江戸に捕へらる。(七六七)
- 二日大聖寺侯前田利之參觀の途金澤城に登る。(七六八)
- 五日繪師佐々木泉景二ノ丸御殿の杉戸に描くこと

四月

- 二日大聖寺侯前田利之參觀の途金澤城に登る。(七六八)
- 五日繪師佐々木泉景二ノ丸御殿の杉戸に描くこと

を命ぜらる。(七九八)  
 ○九日二ノ丸御殿落成せしを以て移徙の期日を定む。(七九九)  
 ○十四日鹿島郡長崎寺に相對托鉢を行ふことを許す。(八〇〇)  
 ○十六日立太子を奉賀する爲前田齊廣及び治脩使者を江戸に發せしむ。(八〇一)  
 ○廿四日江戸に於いて大鼓打飯島六之佐失踪す。(八〇三)  
 ○廿六日前田齊廣二ノ丸御殿に移徙す。(八〇三)  
 ○廿六日二ノ丸御殿成るを以て金澤町等に盆正月を行ふ。(八〇五)  
 ○廿九日前田治脩の醫烟柳泰に歸京を命ず。(八〇六)  
 ○朔日前田齊廣二ノ丸御殿の竣功を悦ぶとの意を傳ふ。(八〇九)  
 ○六日前田齊廣、今明兩日能を演じて祝意を表す。(八一〇)  
 ○十五日前田治脩金谷御殿に於いて幼年の者をして能を演ぜしむ。(八一一)  
 ○廿八日去年小松の町家を打毀したる高堂屋庄次郎を磔刑に處す。(八一二)  
 ○六日江戸平尾邸内に陷罪を設けて猪を狩らしむ。(八二四)

○十二日金澤大衆免に災あり。(八二五)  
 ○十五日町奉行、繪師狩野友益の名を祐益と改めたるを通牒す。(八二五)  
 ○廿二日前田治脩の病狀良からざるを以て再び烟柳泰を招かしむ。(八二六)  
 ○廿二日能登光徳寺住持の弟三位、江戸に於いて築地門跡に預けらる。(八二七)  
 ○廿六日前田齊廣の女直姫金澤に生る。(八二七)  
 ○四日前田齊廣の女直姫の七夜の祝儀を行ふ。(八二七)  
 ○九日金澤卯辰妙應寺より出火す。(八二七)  
 ○十一日烟柳泰、前田治脩の病を診せんが爲又金澤に來る。(八二九)  
 ○十四日金澤八幡町の柳橋屋吉右衛門人を殺して銀子を掠奪し、後磔刑に處せらる。(八二九)  
 ○十九日日本多三郎右衛門召によつて金澤に着す。(八三三)  
 ○廿九日金澤城五十間長屋等成就す。(八三三)  
 ○十八日京都の醫曲直瀬亨徳院金澤に來る。(八三四)  
 ○廿六日京都の繪師岸越前介金澤に着す。(八三四)  
 ○七日能役者等に石井流大鼓の待遇に關する件を諭す。(八三六)  
 ○十日前田齊廣、庭掃市右衛門の高齡を慰むる爲島目を興ふ。(八三六)

○十日金澤町奉行、孝子節婦數人を賞す。(八三〇)  
 ○十四日宇田川玄眞、前田治脩の病を診せんが爲金澤に着す。(八三七)  
 ○廿八日公事場奉行等利の適用に關する慣例を上申す。(八三九)  
 ○十村等の駕籠に乗ることを嚴禁せしむ。(八四一)  
 ○十二日許可を経ずして新開を行ひたる村方の調査を命ず。(八四二)  
 ○十八日能美郡小松に於いて暴民の爲に家を毀たれたる久津屋三郎助を所拂に處す。(八四三)  
 ○朔日前田齊廣の女直姫の色直・著初の祝儀を行ふ。(八四四)  
 ○十五日佳節・朔望に出仕するもの、列居を遲滞することなかるべきを命ず。(八四四)  
 ○十六日領國寺社に許可を得ずして相對托鉢を行ふを禁ず。(八四五)  
 ○廿二日代官の下代等收納米に就いて不正の手段を行ふを禁ず。(八四六)  
 ○廿四日金澤城菱櫓の造營に従事する大工等濠中に落つ。(八四七)  
 ○十日本年諸士より徴する借知中の一部を免除す。(八四七)  
 ○十四日借知等返還に就いてその手續を定む。(八四九)

○十四日二ノ丸御殿樂屋多門の造營に従事する大工等濠中に墜落す。(八五〇)  
 ○十四日繪師岸越前介に歸京を許す。(八五二)  
 ○十六日繪師岸越前介金澤を發して歸京す。(八五二)  
 ○廿九日金澤城内なる會所小拂所盜賊に侵さる。(八五三)  
 ○廿九日能役者の座列を改む。(八五三)  
 ○桶部屋金五郎等、金澤柳原の非人の爲に小屋を建築す。(八五三)  
 是 歲  
 文化七年 庚午 皇紀二四七〇  
 ○朔日前田齊廣金澤に於いて年頭の儀を行ふ。(八五七)  
 ○二日前田齊廣松麩子の儀を行ふ。(八五八)  
 ○三日御禮人等をして新造の二ノ丸御殿を觀覽せしむ。(八六二)  
 ○四日前田治脩の病狀大に漸む。(八六三)  
 ○五日前田治脩の病況稍佳良を見る。(八六三)  
 ○七日前田治脩卒す。(八六四)  
 ○前田治脩行狀(八六五)  
 ○廿日諸士に命じ登城して前田治脩の機嫌を奉伺せしむ。(八六六)  
 ○八日再び諸士に命じて前田治脩の病狀を奉伺せしむ。(八六七)  
 ○九日前田治脩の喪を發す。(八六七)



- 十五日前田治脩の病を問ふ爲夫人より使者を發す。(八八三)
  - 十六日前田治脩夫人再び使者を發す。(八八三)
  - 十六日前田治脩中陰法會に大赦及び施行を行ふべきことを告ぐ。(八八三)
  - 十七日徳川家齊、前田治脩の病を問ふ爲奉書を下し及び醫師を派遣す。(八八四)
  - 十八日徳川家齊使者を遣はして前田治脩の病を問はしむ。(八八五)
  - 十九日前田治脩夫人用使を江戸より發す。(八八五)
  - 廿一日前田治脩夫人落飾す。(八八五)
  - 廿二日徳川家齊、前田治脩の卒去を用して香典を贈る。(八八六)
  - 廿二日先に徳川家齊の發せしめたる奉書金澤に達す。(八八六)
  - 廿六日宇田川玄眞・畑柳泰に暇を賜ふ。(八八六)
  - 五日前田治脩の葬儀を寶圓寺に行ふ。(八八七)
  - 七日前田治脩の中陰法會前日なるを以て寶圓寺の見分を行ふ。(八八七)
  - 八日日本より前田治脩の中陰法會を寶圓寺に行ふ。(八八七)
  - 八日玉泉寺に於いて貧民に米を施行す。(八九〇)
  - 十四日前田治脩の三十五日法會を寶圓寺に行ふ。
- 二月
- 十六日前田治脩の費用缺乏するを以て速に工事を竣るべきを議す。(八九〇)
  - 十八日前田治脩の卒去後中止したる學校の授業を開始すべきことを告ぐ。(八九〇)
  - 廿一日公事場及び町會所の牢に於ける罪人に赦を行ふ。(八九三)
  - 廿三日流刑・閉門等の士に赦を行ふ。(八九四)
  - 廿七日先に失踪したる町役者飯島六之佐金澤に歸る。(八九四)
  - 一向宗遠祖年忌に付き郡中に令し濫に費用を失ふこと勿らしむ。(八九七)
  - 朔日前田齊廣使者を幕府に發して先に用問せられたるを謝せしむ。(八九七)
  - 二日能登に於ける幕府領の政治を加賀藩の法によつて行はしむ。(八九七)
  - 八日江戸にて前田齊廣夫人の行列、鳥居丹波守の行列と衝突す。(八九七)
  - 十六日前田利命の生母智光院と稱す。(八九七)
  - 八日非人小屋に收容する者の送狀に就いて令す。(八九七)
  - 十八日二ノ丸御殿の杉戸の繪圖を定む。(八九七)
  - 廿五日二ノ丸御殿表式臺等竣功するを以て祝儀を
- 三月
- 六日前田齊廣、學校に臨みて諸士の武技を閲す。(八九七)
  - 八日前田齊廣、諸士の諸願を當分聞届けざるべきを告ぐ。(八九七)
  - 十五日本年より老臣以下諸士の借知高を減す。(八九七)
  - 十五日寶曆九年以後諸士の賦納したる人足賃銀を徴せざることす。(八九七)
  - 十七日學校に於いて大村乙四郎、遊戯の際傷けられ遂に死す。(八九七)
  - 十八日米預證書を偽造したる大河原傳九郎等牢揚屋に收容せらる。(八九七)
  - 朔日豫て諸士の提出したる諸願書を却下す。(八九七)
  - 十日御勝手方本多勘解由等、金銀の融通を促すべき件に關して意見を徵す。(八九七)
  - 十七日能登の藤内が盜賊を逮捕護送する場合の慣習を調査せしむ。(八九七)
  - 廿二日御算用者山本清八郎を刎首の刑に處す。(八九七)
  - 廿七日江戸に於いて蘭學醫吉田長淑を録す。(八九七)
  - 廿九日前田齊廣金澤城内を巡覽す。(八九七)
  - 三日前田吉徳の側室實成院の五十回忌法會を修す。(八九七)
- 四月
- 十六日前田利命の生母智光院と稱す。(八九七)
  - 八日非人小屋に收容する者の送狀に就いて令す。(八九七)
  - 十八日二ノ丸御殿の杉戸の繪圖を定む。(八九七)
  - 廿五日二ノ丸御殿表式臺等竣功するを以て祝儀を

- 十五日前田治脩の病を問ふ爲夫人より使者を發す。(八八三)
  - 十六日前田治脩夫人再び使者を發す。(八八三)
  - 十六日前田治脩中陰法會に大赦及び施行を行ふべきことを告ぐ。(八八三)
  - 十七日徳川家齊、前田治脩の病を問ふ爲奉書を下し及び醫師を派遣す。(八八四)
  - 十八日徳川家齊使者を遣はして前田治脩の病を問はしむ。(八八五)
  - 十九日前田治脩夫人用使を江戸より發す。(八八五)
  - 廿一日前田治脩夫人落飾す。(八八五)
  - 廿二日徳川家齊、前田治脩の卒去を用して香典を贈る。(八八六)
  - 廿二日先に徳川家齊の發せしめたる奉書金澤に達す。(八八六)
  - 廿六日宇田川玄眞・畑柳泰に暇を賜ふ。(八八六)
  - 五日前田治脩の葬儀を寶圓寺に行ふ。(八八七)
  - 七日前田治脩の中陰法會前日なるを以て寶圓寺の見分を行ふ。(八八七)
  - 八日日本より前田治脩の中陰法會を寶圓寺に行ふ。(八八七)
  - 八日玉泉寺に於いて貧民に米を施行す。(八九〇)
  - 十四日前田治脩の三十五日法會を寶圓寺に行ふ。
- 五月
- 六日前田齊廣、學校に臨みて諸士の武技を閲す。(八九七)
  - 八日前田齊廣、諸士の諸願を當分聞届けざるべきを告ぐ。(八九七)
  - 十五日本年より老臣以下諸士の借知高を減す。(八九七)
  - 十五日寶曆九年以後諸士の賦納したる人足賃銀を徴せざることす。(八九七)
  - 十七日學校に於いて大村乙四郎、遊戯の際傷けられ遂に死す。(八九七)
  - 十八日米預證書を偽造したる大河原傳九郎等牢揚屋に收容せらる。(八九七)
  - 朔日豫て諸士の提出したる諸願書を却下す。(八九七)
  - 十日御勝手方本多勘解由等、金銀の融通を促すべき件に關して意見を徵す。(八九七)
  - 十七日能登の藤内が盜賊を逮捕護送する場合の慣習を調査せしむ。(八九七)
  - 廿二日御算用者山本清八郎を刎首の刑に處す。(八九七)
  - 廿七日江戸に於いて蘭學醫吉田長淑を録す。(八九七)
  - 廿九日前田齊廣金澤城内を巡覽す。(八九七)
  - 三日前田吉徳の側室實成院の五十回忌法會を修す。(八九七)
- 六月
- 二日割場附足輕小森彦三郎、御馬廻組の士坂井芹吉と争ひて互に創傷を受く。(八九六)
- 七月
- 六日前田齊廣、學校に臨みて諸士の武技を閲す。(八九七)
  - 八日前田齊廣、諸士の諸願を當分聞届けざるべきを告ぐ。(八九七)
  - 十五日本年より老臣以下諸士の借知高を減す。(八九七)
  - 十五日寶曆九年以後諸士の賦納したる人足賃銀を徴せざることす。(八九七)
  - 十七日學校に於いて大村乙四郎、遊戯の際傷けられ遂に死す。(八九七)
  - 十八日米預證書を偽造したる大河原傳九郎等牢揚屋に收容せらる。(八九七)
  - 朔日豫て諸士の提出したる諸願書を却下す。(八九七)
  - 十日御勝手方本多勘解由等、金銀の融通を促すべき件に關して意見を徵す。(八九七)
  - 十七日能登の藤内が盜賊を逮捕護送する場合の慣習を調査せしむ。(八九七)
  - 廿二日御算用者山本清八郎を刎首の刑に處す。(八九七)
  - 廿七日江戸に於いて蘭學醫吉田長淑を録す。(八九七)
  - 廿九日前田齊廣金澤城内を巡覽す。(八九七)
  - 三日前田吉徳の側室實成院の五十回忌法會を修す。(八九七)
- 八月
- 六日前田齊廣、學校に臨みて諸士の武技を閲す。(八九七)
  - 八日前田齊廣、諸士の諸願を當分聞届けざるべきを告ぐ。(八九七)
  - 十五日本年より老臣以下諸士の借知高を減す。(八九七)
  - 十五日寶曆九年以後諸士の賦納したる人足賃銀を徴せざることす。(八九七)
  - 十七日學校に於いて大村乙四郎、遊戯の際傷けられ遂に死す。(八九七)
  - 十八日米預證書を偽造したる大河原傳九郎等牢揚屋に收容せらる。(八九七)
  - 朔日豫て諸士の提出したる諸願書を却下す。(八九七)
  - 十日御勝手方本多勘解由等、金銀の融通を促すべき件に關して意見を徵す。(八九七)
  - 十七日能登の藤内が盜賊を逮捕護送する場合の慣習を調査せしむ。(八九七)
  - 廿二日御算用者山本清八郎を刎首の刑に處す。(八九七)
  - 廿七日江戸に於いて蘭學醫吉田長淑を録す。(八九七)
  - 廿九日前田齊廣金澤城内を巡覽す。(八九七)
  - 三日前田吉徳の側室實成院の五十回忌法會を修す。(八九七)

- 九月
- 六日諸郡に於いて製織する織物及び機具の数を繰上せしむ。(九四〇)
  - 十九日卯辰蓮昌寺の住僧壽潤追院を命ぜらる。(九四一)
  - 廿五日徳川家治の廿五回忌法會を金澤神護寺に行ふべきことを告ぐ。(九四二)
  - 晦日米穀の俵装を精良ならしむべきことを命ず。(九四三)
  - 百姓の新米賣出を容易に許可せざるべきことを命ず。(九四四)
  - 重ねて一向宗祖遺忌に付き蓋に金品を寄附することなかるべきを令す。(九四五)
  - 四日町奉行等金銀融通に關する詰問に答ふ。(九四六)
  - 六日繪師岸筑前介將に歸京せんとするを以て物を賜ふ。(九四七)
  - 十五日前田齊廣の女直姫卯辰山觀音院に宮參を行ふ。(九四八)
  - 十五日犀川に漁撈を行ふ者に川役運上請負人より鑑札を受くべきことを命ず。(九四九)
  - 廿二日二ノ丸御殿造營成を祝する爲明年二月儀式能を舉行すべきことを告ぐ。(九五〇)
  - 他國者に對し入墨の刑を施すべき手續を改む。(九五五)
- 十月
- 十日金澤城内の越後屋敷を復興すべきことを命ず。(九五五)
  - 十日能登各浦に於ける煎海鼠・干鮑の産額増加したることを賞す。(九五五)
  - 廿八日山伏に勸進許可を證する爲の紙札を授く。(九五六)
- 十一月
- 朔日前田齊廣、諸士の教養を重んじ風儀を改善すべきことを諭す。(九五九)
  - 朔日前田齊廣、金澤町奉行の職務に關する心得を諭す。(九六四)
  - 四日金澤城風多門附近の工事成る。(九六五)
  - 九日昨今兩日前田治僧の一周忌法會を寶圓寺に豫修す。(九六五)
  - 十日前田齊廣の明年參觀の期を三月と定められたる報金澤に達す。(九六八)
  - 廿一日明年より諸郡に一萬石の租納を命ず。(九六八)
  - 廿五日二ノ丸御殿の造營成就せしを以て關係者等に酒肴を與ふ。(九六九)
  - 廿五日老臣本多安房守、金澤城の造營成るを以て算用場奉行・町奉行に覺書を與ふ。(九七〇)
- 十二月
- 朔日前田齊廣諸士に金澤城造營成就を悦ぶの親翰を下す。(九七〇)
  - 二日前田齊廣又老臣に金澤城成就を悦ぶの親翰を

- 與ふ。(九七三)
- 七日從來諸士に貸與したる金銀の返納方法を寛にす。(九七三)
  - 十日金澤城燒失以後免除せられたる幕府の献上物を復すべきことを告ぐ。(九七七)
  - 十四日種油缺乏するを以て木質油を賣らしむべきことを告ぐ。(九七九)
  - 十九日脇本長次郎流刑を命ぜらる。(九七九)
  - 廿一日徳川家齊、前田齊廣等に歳暮の祝儀を贈る。(九七八)

就業

侯爵前田家囑託 日置 謙

15611

\*\*\*\*\*  
不 許  
製 復  
\*\*\*\*\*

昭和十二年十二月十六日印刷  
昭和十二年十二月廿一日發行

〔非賣品〕

著 者 東京市目黒區駒場八百六十二番地 侯爵 前田家編輯部  
發行者 東京市淀橋區東大久保町二丁目 三百七十七番地 石 黒 文 吉  
印刷者 石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二 高 橋 覺 吉  
印刷所 石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二 明治印刷株式會社

Two faint, vertically oriented inscriptions in seal script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

A square seal impression in seal script, containing the characters 上海圖書館藏 (Collection of Shanghai Library).



左  
右

參謀本部文庫  
二五六六番  
1  
冊號  
種別  
別種  
門

終